

# 住民基本台帳ネットワークに関する事務に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書)(案)に対する意見募集について

令和5年7月24日  
奈良県総務部知事公室市町村振興課

住民基本台帳ネットワークシステムは、住民の方々の利便性の向上と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムとして運用されています。

今般、国において、国外転出者による個人番号カードの利用等を実現するため、住民基本台帳法等の改正が行われ、現在、従来の住民票を基盤とした個人認証に加え、国外転出後も利用可能な戸籍の附票を本人確認の基盤として活用する附票連携システムの整備が進められています。これを受けて、県においても附票連携システムを使用する際に、特定個人情報ファイルを取り扱うことが予定され、住民基本台帳ネットワークに関する事務に係る特定個人情報保護評価書に追加するため、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。)第27条、第28条、および特定個人情報保護評価指針第6「特定個人情報保護評価の実施時期」2(2)に定めるところにより、「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)」を公示し、特定個人情報ファイルの取扱いについて県民の皆さまからご意見を広く募集いたします。

## ・意見募集対象

住民基本台帳ネットワークに関する事務 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

### ○評価書の項目一覧

#### I 基本情報

(別添1) 事務の内容

#### II 特定個人情報ファイルの概要

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

#### III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

#### IV その他のリスク対策

#### V 開示請求、問合せ

#### VI 評価実施手続

(別添3) 変更箇所

## ・評価書案の閲覧方法

### 1. インターネット(総務部知事公室市町村振興課ページ内)

URL:<http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=1632>

### 2. 閲覧

市町村振興課	県庁主棟4階
県政情報センター	県庁東棟1階
県民お役立ち情報コーナー (県内4カ所)	県立図書情報館 奈良県産業会館 橿原総合庁舎 吉野町中央公民館

・意見の募集期間及び閲覧期間

令和5年7月24日（月）から令和5年8月25日（金）必着

・意見の提出方法

意見提出用紙を郵便またはFAXで送付いただくか、メールフォームによりご提出ください。

・意見の提出先

- ◆郵便 : 〒630-8501奈良市登大路町30  
奈良県総務部知事公室市町村振興課総務・人材係あて
- ◆FAX : 0742-23-8439  
奈良県総務部知事公室市町村振興課総務・人材係あて
- ◆メールフォーム : <https://www.secure.pref.nara.jp/1834.html>

・留意事項

- 提出いただくご意見は日本語で記載してください。
- 電話によるご意見はお受けいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- 氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス等の個人情報については、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のためにのみ利用し、公表することはありません。

・ご意見の取り扱いについて

- 提出いただいたご意見につきましては、特定個人情報保護評価書の作成における参考とさせていただきます。
- 提出いただいたご意見の概要およびそれに対する県の考え、本案を修正した場合はその内容について、県のホームページ等で一定期間公表します。
- 意見募集の対象は評価書案の内容に関するものであり、これ以外のご意見については対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- 結論だけを示したものや、趣旨が不明確な意見については、県の考え方を示さない場合があります。
- 提出いただいたご意見に関する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

・お問い合わせ先

奈良県総務部知事公室市町村振興課総務・人材係  
0742-27-8422（直通）